第五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第三十四号の規定の適用については、同号中「ＰＦＯＡ」とあるのは「ＰＦＯＡ。以下「ＰＦＯＡ」という。）」と、「限る。次号ハにおいて同じ」とあるのは「限る」と、「塩（以下「ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）」とあるのは「塩」とする。

（中央環境審議会令及び経済産業省組織令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「の規定」を「並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第二項の規定」に改める。

一　中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第一条第一項

二　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百条第一項

（薬事審議会令の一部改正）

第七条　薬事審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定」を「並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の規定」に改める。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

省令

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十四号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十条第二号の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令を次のように定める。

令和六年七月十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ＰＦＯＩ等　化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第一項第三十五号イ及びロに規定する化学物質をいう。

二　許可製造業者　ＰＦＯＩ等の製造の事業を営むことについて化学物質の審査及び製造の規制に関する法律第十七条第一項の許可を受けた者をいう。

三　製造設備　ＰＦＯＩ等の製造の用に供する設備であって、ＰＦＯＩ等を生成する反応槽から保管容器に充填する設備までの各設備のうち、ＰＦＯＩ等が通る設備をいう。

（製造設備）

第二条　許可製造業者は、製造設備について次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

一　製造設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対して、十分な強度を有するものであること。

二　製造設備は、ＰＦＯＩ等が漏出するおそれがないよう、腐食しにくい材料を用いたもの又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

三　製造設備は、ＰＦＯＩ等が漏出した場合に地下に浸透することがないよう、コンクリート造の床面又は合成樹脂等により被覆した床面に設置すること。

四　製造設備は、ＰＦＯＩ等の製造の用にのみ供する設備であること。ただし、洗浄、掃除等により製造設備中のＰＦＯＩ等を除去することができる場合は、この限りでない。

五　製造設備の開口した箇所には、局所排気装置を設置する措置、受皿を設ける措置その他ＰＦＯＩ等の飛散及び流出の拡大を防止するための措置を講ずること。

六　製造設備から排出する気体及び液体に含まれるＰＦＯＩ等の量を低減するため、集じん装置、スクラバーその他これらと同等の機能を有する装置を設置すること。

七　製造設備の見やすい箇所に、当該製造設備がＰＦＯＩ等を製造するものである旨を表示すること。

八　前各号に掲げるもののほか、製造設備からのＰＦＯＩ等の漏出等を防止するために必要な措置を講ずること。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年一月十日）から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十四号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令を次のように定める。

令和六年七月十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ＰＦＯＩ等　化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第一項第三十五号イ及びロに規定する化学物質をいう。

二　許可製造業者　ＰＦＯＩ等の製造の事業を営むことについて化学物質の審査及び製造の規制に関する法律第十七条第一項の許可を受けた者をいう。

三　汚染物　ＰＦＯＩ等を含む廃液又はＰＦＯＩ等が付着している布その他の不要物をいう。

四　保管容器　ＰＦＯＩ等又は汚染物を保管する容器をいう。

五　移替え　ＰＦＯＩ等を他の設備、保管容器等へ移す作業をいう。

六　製造設備　ＰＦＯＩ等の製造の用に供する設備であって、ＰＦＯＩ等を生成する反応槽から保管容器に充填する設備までの各設備のうち、ＰＦＯＩ等が通る設備をいう。

七　使用設備　ＰＦＯＩ等の使用の用に供する設備であって、ＰＦＯＩ等が投入される設備からＰＦＯＩ等の使用によって得られる化学物質を保管する容器に充填する設備までの各設備のうち、ＰＦＯＩ等が通る設備をいう。

（移替え）

第二条　許可製造業者は、移替えを行うときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一　コンクリート造の床面若しくは合成樹脂等により被覆した床面の屋内において、又は密閉式の機器を用いて行うこと。